

やまなし二拠点居住拠点整備推進事業費補助金 Q&A

令和3年7月26日

Q1 営利法人が市町村を介さず当該補助金の申請を行うことはできますか。

市町村を介さず補助金申請を行うことは出来ません。

Q2 市町村が指定管理者制度でサテライトオフィスの運営を委託する場合、申請主体はどちらになりますか。

指定管理者制度の場合、「公の施設」の所有者である市町村が申請主体となります。

Q3 申請に係るサテライトオフィスについて、複数の建物を一体として申請することはできますか。

原則不可です。

ただし、同一敷地内にある複数の建物を一体のオフィスとして使用するケースなど個別に判断しますのでご相談ください。

Q4 サテライトオフィスを設置するための建物及び土地の取得費は申請できますか。

用地買収については補助対象外となります。建物の取得については可能ですが、中古物件については耐震性について確認の上実施してください。

Q5 現在、サテライトオフィスとして利用している部分の修繕を考えています。修繕費については補助対象となりますか。

新規のサテライトオフィス等の整備に対する補助金のため、補助対象外となります。

Q6 新たにサテライトオフィスのスペースを拡張したいと考えているが補助対象となりますか。

補助対象となります。この場合、拡張する部分のみ補助対象となります。

Q7 交付決定前に工事を始めることはできますか。

補助対象期間内に契約、履行、支払いが完了した経費が対象となることから、交付決定前に契約・着手することは出来ません。

Q8 居抜き物件を利用して、サテライトオフィスの整備・改修を行う場合、内装の撤去費用は工事費の補助対象となりますか。

補助対象となります。ただし、交付決定を行った事業計画に即した必要経費であることが前提となります。

Q9 工事費について、積算の費用はどの程度わかればいいのか。

工事の項目、科目、中科目（ある場合）、細目等の金額内訳がわかるようにしてください。積算内訳の記載が「〇〇工事（工事名称）一式」のみの場合や、内訳が示されていても金額の記載が合計欄のみの場合等、積算の内訳が明確にわからないものについては、補助対象経費として認められない場合がありますので、ご注意ください。

Q10 事務機器購入にあたって中古品の購入費について補助対象になりますか。

中古品の購入費は補助対象となりません。

Q11 休憩スペースの備品について娯楽として利用する道具等（例えば卓球台やゲーム機器）を設置したいが補助対象になりますか。

娯楽として利用する備品については、対象外となります。

Q12 タブレット端末をリースする予定ですが補助対象となりますか。

備品のリースは補助対象外となります。

Q13 申請時の添付書類には、こういったものをつけなければいいですか

事業計画書、見積もりや積算の内訳がわかるもの、工事工程表、改修図面など。その他必要に応じて県が指定する書類も必要となります。

Q14 財産管理台帳には不動産や機械及び器具すべて管理しなければならないですか。また、指定の様式以外でも対応可能か。

財産管理台帳には不動産及びその従物、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具（備品含む）について管理が必要となります。

指定の様式以外でも対応可能です。ただし、第9号及び第9号の2様式の項目を含む書式をもって財産管理台帳に替えることができます。

Q15 工事が長引いているため、補助対象期間の延長は可能ですか。

変更承認の手続きが必要となりますが、可能です。

3月10日を県への実績報告期限とするため、それまでに工事完了、検査完了、支払い完了の必要があるため十分なスケジュール管理をお願いします。

Q16 支払いは2月中までに行われなければならないのですか。

国からの交付金のため、県から市町村への補助金支払いを3月末までに完了する必要があります。

3月10日を県への実績報告期限とするため、それまでに工事完了、検査完了、支払い完了の必要があるため十分なスケジュール管理をお願いします。

Q17 消費税仕入れ控除税額についてどのように対応したらいいか。

消費税仕入れ控除税額について以下の注意をお願いします。

消費税仕入れ控除税額が明らかである場合は、補助金額から減額をしてください。事業終了後に消費税仕入れ控除税額が確定した場合には、消費税仕入れ控除税額の報告を受け返還の手続きとなります。